



奥州市防災マップが完成 3月中旬までに全戸配布

市は、地震や洪水といった、万が一の災害に備えるため、防災マップを作成しました。

このマップは各地域自治区ごとに作成し、川がはんらんした場合の予想水位や避難場所、土砂災害危険箇所などが記載されています。非常持ち出し品のチェックリストや避難時の心得、災害用伝言ダイヤルの使用方法、行政機関・病院・生活関連事業所一覧など、緊急時に必要な情報が1つにまとまった便利なマップです。

裏面には市内全域の地図と避難場所も掲載しています。

同マップは3月中旬までに全戸へ配布します。ぜひ家族全員で内容を確認し、「いざ」というときの備えとして活用してください。

◇問い合わせ 本庁消防防災課消防防災係（内線223）、各総合支所消防防災担当課



市防災セミナーに500人の市民 自主防災組織の重要性を再認識



自主防災組織を紹介する高橋さん



阪神大震災の惨状を語る谷川さん

地域ぐるみ防災セミナーは2月6日、市文化会館で行われ、市民ら約500人が参加しました。セミナーは、市内全域に自主防災組織を立ち上げるための一助にしようとして開催したもので、北股地区センター長の高橋奉美さんと阪神・淡路大震災被災者の谷川三郎さんが、体験談を交えながら講演しました。参加者は災害時の心構えや教訓を学び、自主防災組織の役割・あり方について理解を深めました。

高橋さんは「地域の和がとくづくる自主防災組織」と題し、岩手・宮城内陸地震で、被害

が大きな被災状況を振り返りながら講演。震災時の混乱の状況や自主防災組織の課題、日ごろの災害への備えの重要性を提言しました。

阪神大震災時、芦屋市役所建設部長で、現在、人と防災未来センター（神戸市）の語り部として活躍する谷川さんは、震災時の壮絶な映像を交えて講演。「生存者の98・5％は地域の人たちが救助したこと」や「行政機能がマヒしている3日間を地域で乗り越える必要性」を紹介し、自主防災組織の重要性を訴えていました。

新たに公共下水道・農業集排水施設が使える区域

- 次の字名の一部で新たに使用できるようになります。
- 公共下水道（3月31日から供用開始）
 - 〔水沢区〕面積23・26畝…字北栗林、字小石田、字勝手町、字聖天、字堀ノ内、字赤土田
 - 〔江刺区〕面積21・8畝…岩谷堂字下苗代沢、同字根岸、愛宕字落合、同字稗田
 - 〔前沢区〕面積2・46畝…字本杉、字下小路
 - 農業集排水施設（4月1日から供用開始）
 - 〔前沢北部地区〕前沢区古城字寺ノ上、同字馬口沢、同字新山前（対象戸数19戸）

台所は1年、トイレは3年以内に接続を

下水道は、生活排水やし尿を

接続工事は指定店で

接続工事は、工事資格者のいる「排水設備工事指定店」に依頼してください。工事費用は、建物と下水道管までの距離、敷地などの状況によって異なりますので、指定店にご相談ください。また、金融機関から融資を受けて工事をする人には、利子の

下水道管に流し、処理施設で綺麗な水にして川に戻す施設です。下水道が整備されると、側溝の嫌なおい、ハエや蚊の発生を抑え、衛生的で快適な生活環境をつくり出すことができます。

このような効果は、区域内の建物がすべて接続されてこそ生まれます。次の点に注意して早めに接続工事をしてください。

- ◆台所、ふる、洗濯場の排水は、公共下水道が使えるようになった日から、1年以内に接続してください
- ◆トイレは、3年以内に水洗にしてください。使用開始区域内は、水洗トイレにしないと家の新築や改築はできません
- ◆浄化槽を使っている場合は、1年以内に廃止して、下水道につないでください
- ◆雨水は、下水道管に流さないでください。放流水の水質低下などの原因になりますので、側溝に流してください

一部を市が補助する制度（条件あり）があります。金額は1件当たり100万円が限度です。返済は5年以内で、年利率のうち2％分を市が補助します。

下水道使用に当たって

下水道に接続すると、下水道使用料を水道料金と合わせて納めていただきます。使用料は水道使用量を基に計算します。井戸水などを使用している場合は、世帯人数により使用量を決めて計算します。

市内には、下水用のポンプが数多く設置されています。最近ポンプにビニールや紙おむつなどが詰まる事故が起きています。下水道には異物を流さないようご注意ください。

浄化槽設置申し込みは4月1日から

市は、浄化槽設置申し込みの受け付けを4月1日から始めます。浄化槽設置は、市が設置する市設置型浄化槽と、個人が設置する個人設置型浄化槽があります。

浄化槽設置申し込みは、設置後速やかに使用開始が可能な人に限ります。

市設置型浄化槽

- 設置対象区域は、公共下水道、農業集排水、汚水処理の整備済み区域と計画区域を除く区域です
- 希望する個人の申請により分担金を納めていただいた後、市が浄化槽を設置します
- 建物から浄化槽までと浄化槽から放流先までの配管工事（排水設備工事）は、個人負担です
- 設置後は毎月使用料を納めていただき、市で管理します（電気料金は個人負担）
- 既に個人で設置した人で、対象区域内の良好な浄化槽であれば、市に寄付することもできます（毎月の使用料はかかりません）

個人設置型浄化槽

- 設置対象区域は、水沢区内の公共下水道区域のうち、事業認可区域を除く区域で、希望する個人が住宅に浄化槽を設置する場合に補助金を交付します

下水道を利用し 住みよい環境を

4月から使用区域が広がります

4月から下水道を使用できる区域が広がります。対象区域の建物などは、一定期間内に下水道に接続する必要があります。衛生的で快適な生活環境をつくるため、早めの接続工事を心掛けましょう。

本庁下水道課